

## 「JNLA登録の一般要求事項」の改正要旨

### 1. 改正理由

- ① 平成19年4月1日付けで「IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針(URP23)」が制定されたことに伴い、JNLA登録の一般要求事項 5.6 測定のトレーサビリティでの引用を変更する。
- ② JIS法改正の経過措置による登録を受けているとみなされる試験事業者のうち、MRA対応の試験事業者の登録移行審査がすべて終了したため、第2部 1.5 及び 1.6 定期検査 の記載内容を変更する。
- ③ 附属書として、「試験結果の規格適合性の表明に関する指針」を追加。

### 2. 主な改正内容

- ① 定義から「登録を受けているとみなされる試験事業者」を削除。
- ② 第1部Ⅰ. 登録に関する一般要求事項 4.5.1「試験の下請負契約」及び 5.10.6「下請負契約者から得られた試験結果」を修正。
- ③ 第1部Ⅰ. 登録に関する一般要求事項 5.6「測定のトレーサビリティ」の引用文書を変更。
- ④ 第1部Ⅰ. 登録に関する一般要求事項 5.10.5「意見及び解釈」に「附属書 試験結果の規格適合性の表明に関する指針」を追加。
- ⑤ 第1部Ⅱ. 登録に関する遵守事項において、手数料に関する記載を変更。
- ⑥ 第1部Ⅱ. 登録に関する遵守事項 1.3.1「試験証明書への標章の使用」及び 1.3.3「標章を使用しない登録の引用について」を修正。
- ⑦ 第1部Ⅱ. 登録に関する遵守事項 1.4「技能試験」を修正。
- ⑧ 第1部Ⅱ. 登録に関する遵守事項 1.7「変更届」を修正。
- ⑨ 第1部Ⅱ. 登録に関する遵守事項 3.「事業廃止」を修正。
- ⑩ 第2部 1.5 及び 1.6「定期検査」を修正。
- ⑪ 第2部 4.「国際MRA対応認定事業者の一時停止、取消し」を修正・追加。
- ⑫ 別紙4「変更届の要否」を削除。(手引きと重複するため)
- ⑬ 附属書として「JNLAの試験結果の規格適合性の表明に関する指針」を追加。
- ⑭ その他字句修正等